

事前調査及び 養生の不備について



ふくまる

池田市 まちづくり環境部 広域環境保全課
(環境政策課内)

池田市の事務について

池田市は近隣の箕面市、豊能町、能勢町と「共同処理センター」を設置し、府から委譲を受けた事務（福祉部門、まちづくり部門、公害規制部門等）を同センターで処理しています。広域環境保全課は、池田市が幹事市として2市2町の公害規制部門の事務を各市町と連携して行っています。



紹介事例について

- ・事例①

事前調査未実施について

マンション解体工事での事前調査未実施事例

- ・事例②

養生の施工不良について

寮の解体工事での養生施工不良事例

そもそも石綿の事前調査とは？

大気汚染防止法第十八条の十五で解体等工事を施工する前に特定建築材料（石綿含有建材）が使用されていないか調査しなければならないと定められています。

なお、調査は原則有資格者が実施しなければなりません。

（2006年9月1日以降着工した建物は資格不要）

事例①

マンション解体工事での事前調査未実施事例

解体工事対象の建物は昭和40年代に建てられた4階建ての集合住宅であり、複数棟を解体する予定であった。

事前調査の結果、石綿含有成形板等が条例で定められている届出義務以上の数量であったため、条例に基づいた届出が提出された。

しかし、事前調査の詳細票で部屋の壁、天井の材質がコンクリートと記載されているなど、不自然であったため、届出者へ建物の竣工図または調査写真の提出を依頼。

事例①

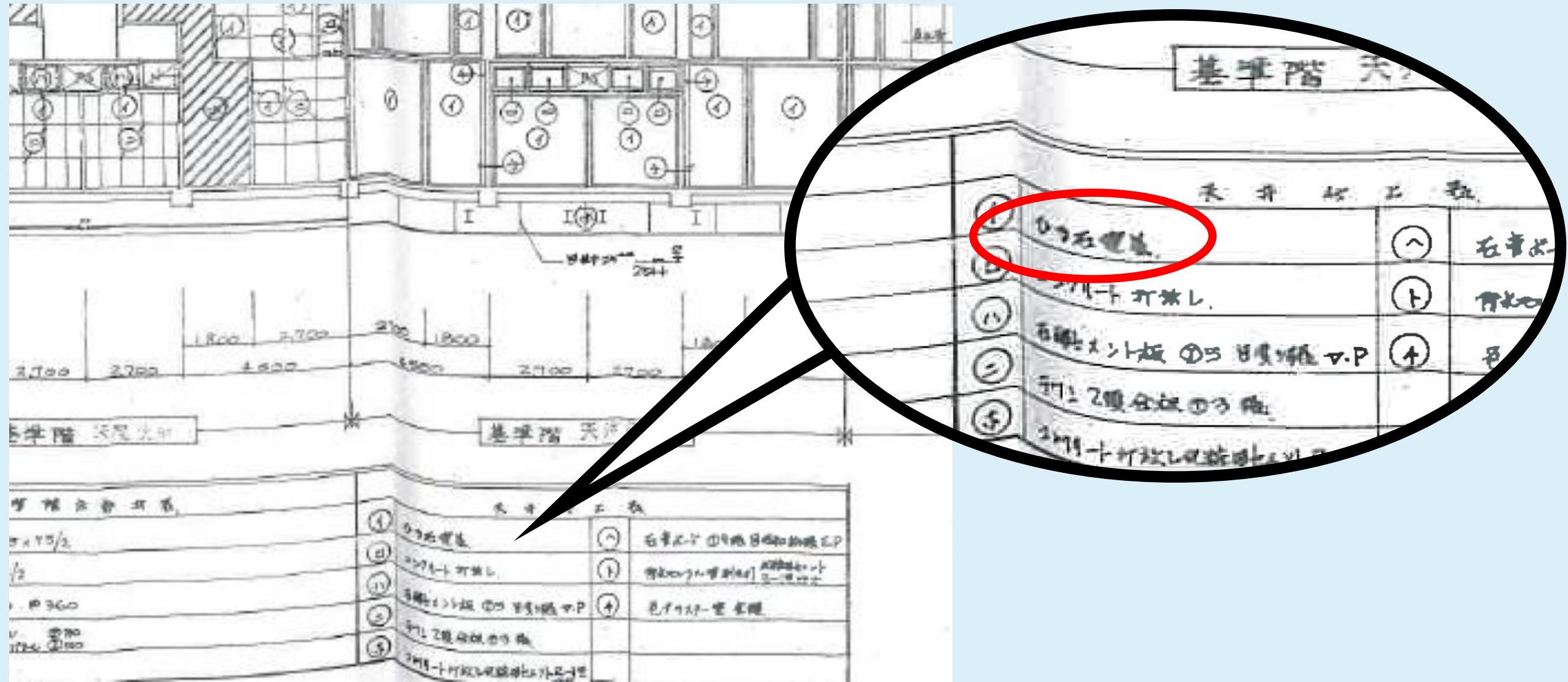
マンション解体工事での事前調査未実施事例

竣工図が提出され、一部の天井に石綿含有が疑われるヒル石が使用されていることを確認。

届出者に再度聞き取りを行った結果、事前調査を実施していないことが判明。事前調査を実施し再度届出を提出するよう指導。

事例①

マンション解体工事での事前調査未実施事例



事例② 寮の解体工事での養生施工不備事例

10棟以上の様々な用途の建物解体工事に伴い、レベル1の吹付石綿、レベル2の煙突に使用されている石綿含有断熱材、レベル3建材の除去に伴う届出が提出された。

立入検査を実施した建物は昭和54年代に建てられた5階建ての寮であり吹付石綿の除去に係る隔離養生の状況確認のため、立入検査を実施。

その結果、養生の施工不備があったもの。

事例② 寮の解体工事での養生施工不備事例



穴があいている。



養生されていない。



← ドアノブが養生から飛び出している。



→ 養生が固定されていない。



まとめ

石綿の飛散を防ぐためにも、立入検査での確認はもちろん、解体作業に関連する特定建設作業実施届出書等の提出で窓口に来庁されたときなどに石綿の事前調査について確認をするなどの地道な啓発活動や、日々のパトロールが大事である。

ご清聴
ありがとうございました。



SatsukiyamaDAYZOO（旧五月山動物園）
ウォンバット
※リニューアル工事のため閉鎖中